

太田市都市構造再編集集中支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の活性化と本市の持続可能なまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の規定に基づき本市が作成した都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設の整備を実施する民間事業者等（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱（令和2年4月1日国都市第131号。以下「交付要綱」という。）に準ずるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する経費の総額の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、同項に定める額を超えて補助金を交付することができるものとする。

(財産処分の制限等)

第4条 事業者は、補助事業により取得した次に掲げる財産を、補助金の交付目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、不動産及びその附属物については補助金の交付を受けた日から10年を経過した場合、備品等については当該財産の耐用年数（補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）別表第2に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその附属物

(2) 備品等（機械、器具、仮設物その他の備品。ただし、原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品で、1個又は1組の取得単価が5万円以上のものに限る。）

(3) その他市長が補助金の交付目的を達成するため、特に必要と認めて定めるもの

(施設の開放)

第5条 事業者は、本補助金を活用して取得又は整備した施設等について、市民等が利用できるように努めなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の執行上必要な事項は、交付要綱に準じて取り扱うものとし、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条及び第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。